|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受付年月日 | 年　　　　月　　　　日 |  |  |
| 伺年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 決裁年月日 | 年　　　　月　　　　日 | 支 給 支 払 決 議 書 |
| 支給額 | 円 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|
|
|  |
| 支給期間 | 自　　　　　年　　　　月　　　　日至　　　　　年　　　　月　　　　日日間 | 資格取得 | 　　　　年　　　　月　　　日 |
| 資格喪失 | 　　　年　　　　月　　　日 |
| 支払年月日 | 　　　年　　　　月　　　日 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 在職中の方 | **―→** | 事業所（勤務先）の健保業務担当部門〔総務・人事等〕 | **―→** | 健保組合 | **→** | 事業所へ振込 | **→** | 本人の口座へ振 込 |
|  |  |
| 退職された方（任意継続） | **―――――――――――→** | **―――――――――→** |

【申請から給付の流れ】

**本人・家族 療養費支給申請書（治療用装具以外）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 被　保　険　者　証 | 受　診　者　名 | 性別 | 続　柄 | 生 年 月 日 |
| 記　号 | 番　号 |
|  |  |  | １.男２.女 |  | 　　　　年　　月　　日 |
| 傷 病 名 |  | 診療開始日 |  　　年　　月　　日 |
| 発病又は負傷の原因 |  |
| 負傷の状況（外傷性の負傷の場合のみ必ず記入） | （いつ：日時）　　　　　　　　　　　　（どこで：場所） |
| （どのように） |
| ①勤務時間中ですか　　　②通勤途上ですか　　　③第三者によるものですか□はい　　　　　　　　　□はい　　　　　　　　（交通事故など）□はい□いいえ　　　　　　　　□いいえ　　　　　　　　　　　　　　　□いいえ |
| 療養の給付を受けることができなかった理由 | □ 保険証を提示できずに受診した（保険証不携帯もしくは手続き中）□ アルバック健保以外の保険証を提示し、後日他健保から請求を受け支払った（返還請求）□ はり・灸・あんま・マッサージ□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 受診した期間 |  　年 　月 　日から 　年 　 月 　日まで | 日間 | １.通院２.入院 | 支払額 | 　　 　 　　円別紙領収書の通り |
| 上記の通り申請いたします。また在職期間中に係る申請の場合、本申請書に基づく補助金の受領を事業主へ委任いたします。　　　　　　　年　　　月　　　日アルバック健康保険組合 常務理事　殿被保険者　住　所　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　 |

|  |  |
| --- | --- |
| 公金受取口座ご希望の方は□にレ点を記入してください | 【注意事項】※在籍者の方は、事業主への受領委任を原則としております。※下記「委任状」欄に記入がある場合は、代理人の口座に給付します。※給付日直前の変更や登録内容に誤り等があった場合は、給付日が遅延する場合があります。□注意事項を確認しましたので、マイナポータル等で事前登録した公金受取口座を利用します。 |

【注意事項】

＊時効 ： 請求権は、事実のあった日の翌日から起算して２年で時効となります。

＊診療月毎・医療機関毎・入院／外来毎に記入して下さい。

＊任意継続の方は登録口座に振込をいたします。

**【添付書類】コピー不可。すべて原本を提出して下さい**。

|  |  |
| --- | --- |
| 保険証を提示できずに受診した（保険証不携帯もしくは手続き中） | ① 受診者の氏名が記載された領収書(レシート不可)② レセプト（診療報酬明細書）…傷病名が記載されているもの、または薬の名称、金額、数量が記載されているもの※診療明細書、領収明細書は、レセプトとは異なる書類になりますので、病院に発行依頼をしてください。  |
| アルバック健保以外の保険証を提示し、後日他健保から請求を受け支払った（返還請求） | ① 他健保に支払った領収書または返納書② 他健保発行のレセプト（診療報酬明細書） |
| はり・灸・あんま・マッサージ | ① 受診者の氏名が記載された領収書(レシート不可)② はり・灸・あんま・マッサージ用の療養費支給申請書（治療院発行） ③ 医師の同意書（はじめて受療した時の請求および6ヵ月を超えて引き続き施術が必要な場合は、医師の同意が必要です。必ず、保険医に受診のうえ、文書で「医師の同意書」の交付を受け添付してください。） |